

飯塚市上下水道事業等あり方検討及び実施支援業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、飯塚市企業局（以下「発注者」という。）が受託者へ委託する「飯塚市上下水道事業等あり方検討及び実施支援業務（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 本業務は、今後本市の上下水道事業等を包括的に運営していくにあたっての課題整理をはじめ、今後の経営健全化のための汚水処理施設の地方公営企業法適用、上下水道事業における現状把握、保有資産の更新需要や人口減少に伴う水道料金及び下水道使用料収入減少等の将来の事業環境の予測からの確かな原価算定や投資・財源試算を行い、経営の健全化を確保するとともに、中長期的視点にたつて将来を見据えた事業の健全な継続経営を図るための料金改定の要否も踏まえた既存経営戦略(令和3年3月策定)の改定等、飯塚市上下水道事業等のあり方を総合的に検討・実施支援することを目的とする。

(業務概要)

第3条 業務概要は、次に掲げるとおりとする。

企業局における課題整理・ロードマップ策定支援

- (1) 上下水道事業の経営分析に関する指導助言
- (2) 基本方針・ロードマップ作成に関する支援

経営戦略改定支援（水道・下水道）

令和3年3月に策定された既存上下水道事業経営戦略について、令和8年3月までの改定に向け下記業務を行う。

- (1) 経営目標の設定に関する支援
- (2) 財務シミュレーションに関する支援
- (3) 今後の検討課題の抽出及び取組内容の設定に関する支援
- (4) 経営戦略の改定（投資・財政計画、原価計算表含む）に関する支援

料金改定検討等支援（水道・下水道）

料金改定検討等に関し、下記業務を行う。なお、料金改定の検討については経営戦略の改定と並行して実施し、料金改定が必要と判断される場合は令和7年度中に審議会において審議を行い、料金改定を行う場合は令和8年6月議会にて条例改正案を上程する予定であることに留意すること。

- (1) 水道料金・下水道使用料の現状分析
- (2) 財務シミュレーションに関する支援
- (3) 議会及び住民等向け、説明資料作成に関する支援

(4) 審議会の運営等に関する指導・助言

地方公営企業法適用に係る支援（うぐいす台団地汚水処理施設）

令和8年4月1日からの地方公営企業法適用に向け、下記業務支援を行う。

- (1) 基本方針の策定に関する支援
- (2) 固定資産調査・整理、評価支援
- (3) 関係部局との調整事項・整理に関する指導助言
- (4) 条例・規則等の制定及び改廃に関する指導助言
- (5) 予算科目及び勘定科目の設定に関する指導助言
- (6) 新予算の編成に関する指導助言
- (7) 打切り決算に関する指導助言
- (8) 税務署届に関する指導助言
- (9) 総務省報告に関する指導助言
- (10) 既存公営企業会計システムのセグメント追加を行うに当たって必要なデータ整理
- (11) 経営戦略策定に関する支援

(業務委託期間)

第4条 本業務委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

なお、主要事項のスケジュールは下表のとおりとする。

主要事項	目標時期
経営戦略の改定	令和8年3月
(料金改定を行う場合)料金改定に伴う関係条例の議会議決	令和8年6月
地方公営企業法適用	令和8年4月

(関係法令、規則等)

第5条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書および当該仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し、行うものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）
- (5) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改定版）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- (8) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (9) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (10) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (11) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (12) 飯塚市汚水処理施設条例

- (13) 飯塚市汚水処理施設整備基金条例
- (14) 飯塚市会計規則
- (15) 地方公営企業繰出基準及び同運用通達
- (16) 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）
- (17) 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月改定版）
- (18) 経営戦略の策定に関するQ&A（令和4年1月25日更新）
- (19) 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- (20) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- (21) 経営戦略ひな形様式（令和4年1月25日更新）
- (22) その他本業務の実施に際して準拠することが必要な関係法令等

（疑義）

第6条 本業務についての疑義または定めのない事項については、発注者が受託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

（業務の実施体制）

第7条 本業務の遂行に当たっては、地方公営企業会計に精通し、地方公営企業法適用事務支援業務、地方公営企業法適用後の経営戦略策定業務実績及び上下水道事業料金改定支援実績のある公認会計士を主任技術者として配置すること。

（資料の貸与及び保管）

第8条 受託者は、本業務遂行上必要がある場合は、発注者の所有する資料の複製または貸与を要請することができるものとする。なお、資料の提供を受けた場合は、適正に提供資料の維持管理に当たらなければならない。なお、貸与された資料に関し汚損等により損じた場合は速やかに発注者に報告するものとし、受託者の負担により貸与時の状態に回復させ、返却すること。

（秘密の保持等）

第9条 受託者は、本業務委託の履行上知り得た事項を一切他人に漏らしてはならない。

（契約変更）

第10条 本業務において、この仕様書の内容に変更が生じた場合には、直ちに受託者は発注者に報告し、必要に応じて契約変更を行うものとする。

（再委託の制限）

第11条 受託者は本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示し、承認を得た場合は除くものとする。

(打合せ協議)

第12条 受託者は、本業務を円滑に推進するため、本業務の実施前、実施期間中に、発注者と十分に打合せ協議を行うとともに、進捗状況を報告しなければならない。

なお、打合せ時の内容を本業務内に反映させるものとし、打合せ後、受託者はその内容を打合せ記録簿に取りまとめ、発注者に提出するものとする。

(支払方法)

第13条 契約金額に下記各年度の案分率を乗じた額を各年度の契約額とする。ただし、各年度の契約金額に1円未満の端数が生じた場合は最終年度に加算する。当該年度の委託料の支払いについては当該年度の業務完了後、受託者からの正当な請求に基づき、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって変動が生じた場合は当該年度の支払い分で調整するものとする。

年度	案分率
令和6年度	契約金額の55%
令和7年度	契約金額の40%
令和8年度	契約金額の5%

第2章 企業局における課題整理及び課題解決に向けたロードマップ策定支援

(業務の目的)

第14条 発注者が上下水道事業の経営分析を整理するにあたり必要な指導助言を受けるとともに、発注者が諸課題(汚水処理施設への地方公営企業法適用、経営戦略改定、料金改定検討等)に対応するためのロードマップを作成するにあたっての支援を受けることを目的とする。

(上下水道事業の経営分析に関する指導助言)

第15条 受託者は、発注者が上下水道事業の状況を的確に把握するための経営指標の選定及び当該指標により算出した結果を踏まえた現状分析を行うにあたり、必要な指導助言を行う。

(基本方針・ロードマップ作成に関する支援)

第16条 第4条の主要事項について、これらを目標時期までに達成するために発注者が今後の基本方針や対応に向けたロードマップを策定するにあたり、受託者は素案の提案や必要な指導助言を行う。

第3章 経営戦略改定支援（水道・下水道）

（業務の目的）

第17条 本業務の目的は、上下水道事業の過去の推移や現状の把握・分析及び将来予測を通して、計画的かつ効率的な事業推進の道筋を立てるとともに、収支のバランスが取れた持続可能で健全な経営を将来にわたり確保するために、経営戦略策定・改定業務の実績がある公認会計士による支援を受けることを目的とし、受託者は下記業務を行う。

- （1）経営目標の設定に関する支援
- （2）財務シミュレーションに関する支援
- （3）今後の検討課題の抽出及び取組内容の設定に関する支援
- （4）経営戦略の改定（投資・財政計画、原価計算表含む）に関する支援

（経営目標の設定に関する支援）

第18条 経営戦略改定後の達成度を事後的に検証できるようにするため、上下水道事業において重要とする経営指標の決定とその目標値の設定に関し提案及び指導助言を行う。

（財務シミュレーションに関する支援）

第19条 将来の水需要他、水道料金及び下水道使用料収入、投資財源、企業債残高、維持管理費、人件費、繰入金等の予測を含め、事業の持続可能性を勘案しながら、建設投資額、現預金残高、企業債発行額等を基に、概ね30年～50年を計画期間とした複数の財務シミュレーションに関する検討及び素案の提案を行う。なお、企業債については世代間負担の公平や地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定されている健全化指標（健全化判断比率）等も勘案して、適正な額が計上されるよう留意すること。

（今後の検討課題の抽出及び取組内容の設定に関する支援）

第20条 財務分析や財務シミュレーションの結果から、受託者は財務的に見た課題を把握するとともに、「経営戦略策定・改定マニュアル」で示されている投資や財源等について検討が求められている取組内容について、先行団体における取り組み事例等も踏まえた提案及び発注者が行う取組内容の設定に関する指導助言を行う。

（経営戦略の改定（投資・財政計画、原価計算表含む）に関する支援）

第21条 財務シミュレーションや今後の検討課題及び総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」、「経営戦略策定・改定マニュアル」、「経営戦略ひな形様式」などを勘案しながら、経営戦略改定（投資・財政計画、原価計算表含む）に関する素案の提案を行う。また、提案にあたっては総務省の経営戦略確認リスト（チェックシート）及び国土交通省の交付要件確認チェックシートに記載の項目を満たす内容とし、これらチェックシートの作成についての指導助言も行うこと。なお、改定にあたっては計画期間を10年間（令和8年度～令和17年度）とし、各種国庫補助金、交付金の要件を満たす内容となるよう留意すること。

第4章 料金改定検討等支援（水道・下水道）

（業務の目的）

第22条 財務シミュレーションを踏まえ、発注者が行う新しい料金体系・使用料体系の検討内容等に対して必要な支援を受けることを目的とし、受託者は下記業務を行う。

- （1）水道事業・下水道事業の料金の現状分析
- （2）財務シミュレーションに関する支援
- （3）議会及び住民等向け、説明資料作成に関する支援
- （4）審議会の運営等に関する指導助言

（水道料金・下水道使用料の現状分析）

第23条 水道料金・下水道使用料について、経営比較分析表のほか、各種統計資料に基づき他団体との比較を行い、本市の水道料金・下水道使用料の現状について分析する。

（財務シミュレーションに関する支援）

第24条 「水道料金算定要領」「水道料金改定業務の手引き」「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき算定された料金体系をベースとした新しい水道料金体系・下水道使用料体系の基本方針案の策定及び新しい水道料金体系案・下水道使用料体系の算定について指導助言を行う。また、新しい水道料金体系案・下水道使用料体系の算定について指導助言にあたっては、特に以下の点に留意すること。

（水道料金）

- （1）原価の需要家費、固定費、変動費への区分
- （2）固定費の準備料金と水量料金への按分方法
- （3）準備料金の各口径への按分方法
- （4）資産維持費の設定方法

（下水道使用料）

- （1）原価の需要家費、固定費、変動費への区分
- （2）固定費の各使用者群への配賦方法
- （3）資産維持費の設定方法

なお、水道料金算定要領等における一定の条件に基づく水道事業及び下水道事業の総括原価の算定及び以下の前提条件を変更した場合の複数パターン水道料金体系・下水道使用料体系のシミュレーションに対して、他団体との比較結果等も踏まえ指導助言を行うこと。

- （1）基本水量（水道事業・下水道事業）
- （2）基本料金と従量料金の収入割合
- （3）料金逓増度（水道事業）
- （4）従量使用料逓増度（下水道事業）
- （5）口径別料金体系（水道事業）
- （6）水量区分別使用料体系（水道事業・下水道事業）

（議会及び住民等向け、説明資料作成に関する支援）

第25条 水道料金及び下水道使用料について、現状分析の結果、財務シミュレーションの結果をわかりや

すくまとめ、「水道料金算定要領」「水道料金改定業務の手引き」「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき算定した料金体系についての議会及び住民等向けの説明資料の原案を作成し、その後発注者が行う修正等に対して指導助言を行う。

(審議会の運営等に関する指導助言)

第26条 料金改定を行う場合に、令和7年度に開催予定の審議会において使用する料金改定(経営戦略改定も含む。)に関する説明資料の作成や審議会の運営にあたり指導助言を行う。

第5章 地方公営企業法適用に係る支援（うぐいす台団地汚水処理施設）

（業務の目的）

第27条 本業務の目的は、うぐいす台団地汚水処理施設の地方公営企業法適用に伴い、必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるための支援を受けることを目的とし、受託者は下記業務を行う。

- （1）基本方針の策定に関する支援
- （2）固定資産調査・整理、評価支援
- （3）関係部局との調整事項・整理に関する指導助言
- （4）条例・規則等の制定及び改廃に関する指導助言
- （5）予算科目及び勘定科目の設定に関する指導助言
- （6）新予算の編成に関する指導助言
- （7）打切り決算に関する指導助言
- （8）税務署届に関する指導助言
- （9）総務省報告に関する指導助言
- （10）既存公営企業会計システムのセグメント追加を行うにあたっての、必要なデータ整理
- （11）経営戦略策定に関する支援

（地方公営企業法適用対象施設の概要）

第28条 地方公営企業法適用対象となる施設の概要は、下記のとおりとする。

- （1）管渠施設延長 約6.7km(既存マッピングシステムより抽出)
- （2）処理場施設 1箇所(昭和56年度供用開始、3,000人槽)
- （3）処理対象世帯数 334世帯(令和6年1月時点)

（基本方針の策定に関する支援）

第29条 地方公営企業法適用計画等の作成に必要な全体スキームの検討や全体スケジュールの策定に関する素案作成及び提案を行う。また、うぐいす台団地汚水処理施設における現状や将来予測により、公営企業法の全部適用又は一部適用の場合のメリット、デメリットを提示し、適用範囲(全部又は一部)の検討について指導助言を行う。

（固定資産調査・整理、評価支援）

第30条 発注者が地方公営企業法を適用するにあたって実施する保有固定資産の調査・整理、評価等について以下のとおり支援を行う。ただし、資産整理単位の設定及び関係資料が存在しない場合の整理手法については適宜発注者と協議のうえ決定する。

- （1）決算額年度別節別一覧の整理
年度別事業費の総額を整理するため、決算書及び予算整理簿等に基づき、特別会計の年度別決算額一覧表を作成する。
- （2）年度別事業種別建設工事一覧の整理
工事の発注実績を整理するため、決算額年度別節別一覧表に対応した工事一覧表を、事業種別に区分して作成する。
- （3）資産整理（管路）
必要な属性情報及び資料等を調査・整理する。
- （4）資産整理（施設）

必要な属性情報及び資料等を調査・整理する。

(5) 資産整理（その他）

土地や無形固定資産などは、既存の財産台帳等をもとに作成するものとする。

(6) 資産評価

取得価額（帳簿原価）を資産整理単位毎に算定する。

（関係部局との調整事項・整理に関する指導助言）

第31条 うぐいす台団地汚水処理施設に地方公営企業法を適用するにあたり、関係部局と調整が必要な事項について検討・整理し、発注者が行う関係部局との調整に関して指導助言を行う。

（条例・規則等の制定及び改廃に関する指導助言）

第32条 うぐいす台団地汚水処理施設に地方公営企業法を適用するにあたり、地方公営企業法適用範囲に対応した条例及び規則等の制定、改正について指導助言を行う。

（予算科目及び勘定科目の設定に関する指導助言）

第33条 地方公営企業法適用後の初年度の予算編成等に必要となる予算科目、勘定科目の設定に関して指導助言を行う。

（新予算の編成に関する指導助言）

第34条 最初事業年度の予算編成に必要な以下の内容について指導助言を行う。

- (1) 新予算科目、勘定科目に基づく実施計画策定
- (2) 最初事業年度の予算編成（一般会計からの繰入等に係るものも含む）
- (3) 開始貸借対照表、最初事業年度の予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書の作成
- (4) 特例的収入・支出予算の作成

（打ち切り決算に関する指導助言）

第35条 地方公営企業法適用前最終事業年度の打ち切り決算等に必要となる以下の項目について作成及び指導助言を行う。

- (1) 地方公営企業法適用前最終事業年度の打ち切り決算書案作成
- (2) 未収金及び未払金算定
- (3) 事務引継書(素案)作成
- (4) 監査委員による最後事業年度決算に係る審査受検に関する準備
- (5) 監査委員による地方公営企業法適用後の最初の例月出納検査受検に関する準備

（税務署届に関する指導助言）

第36条 うぐいす台団地汚水処理施設に地方公営企業法を適用するにあたり必要となる税務署への届出に関して指導助言を行う。

（総務省報告に関する指導助言）

第37条 うぐいす台団地汚水処理施設に地方公営企業法を適用するにあたり必要となる総務省報告に関して指導助言を行う。

(既存公営企業会計システムのセグメント追加を行うにあたっての、必要なデータ整理)

第38条 既存公営企業会計システムへのセグメント追加に当たって、必要なデータについて整理を行う。

(経営戦略策定に関する支援)

第39条 地方公営企業法非適用時点での決算状況等から投資と財源の試算を行い、投資・財政計画(試算期間：30年～50年)及び経営戦略(計画期間：10年間(令和8年度～令和17年度))の素案の作成及びその後発注者が行う修正に対して指導助言を行う。なお、本経営戦略はうぐいす台団地污水处理施設の地方公営企業法適用後の初年度決算値確定後、当該数値を用いて地方公営企業法適用後の経営戦略として下水道事業経営戦略と統合する予定であることに留意すること。

第6章 成果品

(成果品)

第40条 本業務の成果品は受託者が作成し、次の各号に掲げるものを成果品とする。

(1) 納品物について

①業務報告書 一式

発注者との協議記録、事務記録、受託者が発注者への各種提案等のために作成した素案及び資料、指導助言内容の概要等をまとめたうえで、報告書として作成し納品すること。なお、本報告書については今後同様の事務を行う際のマニュアルとしての活用を予定しているため、その点に留意し作成すること。

②うぐいす台団地污水处理施設に関する資産調査・評価報告書

③うぐいす台団地污水处理施設に関する予定開始貸借対照表案

④うぐいす台団地污水处理施設に関する経営戦略素案(総務省様式)

(2) 電子データの提出について

全ての納品物の提出にあたっては、当該電子データを、経年データの蓄積や見直しができるようにMS-Word・Excel等の汎用ソフトのファイル形式で記録したデータを格納したCD-ROM(その他一般的にPCで読み込める電子記録媒体でも可)2部を併せて提出すること。